明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成四年四月三日

○国会第百二十三回 衆議院会議録 第十六号

平成四年四月三日（金曜日）

議事日程　第十二号
平成四年四月三日
正午開議
第一　公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　研究交流促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員大野明君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件（議長発議）

日程第一　公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二　研究交流促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後零時二分開議

○議長（櫻内義雄君）　これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長（櫻内義雄君）　お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました大野明君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。（拍手）

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

表彰文を朗読いたします。

議員大野明君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長（櫻内義雄君）　この際、大野明君から発言を求められております。これを許します。大野明君。

〔大野明君登壇〕

○大野明君　本日、院議をもって永年在職議員表彰の御決議を賜り、身に余る光栄と、心より感謝申し上げます。（拍手）

これもひとえに先輩同僚議員各位の御指導、御鞭撻はもとより、郷土岐阜県の皆様方の多年にわたる御支援、御厚情のたまものと衷心より厚く御礼を申し上げます。（拍手）

私が本院に議席を得ましたのは、昭和三十九年十二月でございました。第一次佐藤内閣が発足してちょうど五十日目に当たる日であったことを、今日なお鮮明に記憶をいたしております。

顧みますと、昭和三十九年は、十月一日に、我が国の優秀な科学技術により、東京―大阪間を三時間で結ぶ世界一速い新幹線の開業を見ると同時に、十月十日からは、アジア地区において初の国際オリンピック大会が東京で開催された意義深い年でありました。この感激と喜びを契機として、真の自由と平和と民主主義を基調とし、国際社会への飛躍とともにその責務を果たす先進国の一員として自他ともに認め得る国家としての歩みが、国民ともども機運が急速に高まってきたときでありました。

翌四十年八月、佐藤総理が戦後総理大臣として初めて沖縄を訪問し、返還への道を開き、また十二月には、懸案の日韓条約の批准を果たす等積極的な外交を展開し、国際社会への対応を世界の国々に、また国民に対し、国の将来への指針を示した画期的な時代でありました。

内政面においては、経済の高度成長期であり、国民総生産の向上に伴う国民所得の増大が消費の拡大につながり、豊かさの一端を有することができた反面、消費は美徳という不自然な倫理観が世間の通り相場でもありました。その後、ドルショック、あるいは二度にわたるオイルショック等、かつて我々が経験したことのない事態に見舞われましたが、国民の英知と努力、冷静な政治的判断により安定成長へと方向を転換したことが、今日なお世界一の経済力を有する国家として世界に貢献できる基礎を築いたのであります。

このような政治経済の大きな変革期に国家国民の将来の発展に遺漏なき政策を遂行する国政に参画することができ、政治家としての喜びと同時に、その責任の大きさを自覚し、誠心誠意政治活動を行ってまいりました。（拍手）

私は、政治の原点は「思いやり」であると信じております。すなわち、何事に対しても真の愛情を注ぐことであろうと思います。例えば今日的課題である地球環境問題も、物言わぬ地球を支配している人類が地球に対して優しい思いやりをもっと早く考えるべきではなかったか、残念ながら今

やっとわかり始めたと言っても過言ではありません。何事も常に相手の立場に立った物の考え方こそ大切であり、このことが自由と平和と民主主義の議会制の原点であると考えます。（拍手）

このような信念のもと、このたびの親子二代にわたる栄誉を汚すことなく、新たな決意を持ってさらに努力することをお誓い申し上げ、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。（拍手）

日程第一　公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第一、公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長古賀誠君。

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古賀誠君登壇〕

○古賀誠君　ただいま議題となりました公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出または申し出の対象土地を拡大し、及びその届け出または申し出に係る土地の買い取りについて、土地開発公社に対し都市開発資金を貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十日本委員会に付託され、三月二十六日山崎建設大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、土地開発公社が積極的に公有地の先行取得を行うことができるよう必要な資金の確保等に努めること等三項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　研究交流促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第二、研究交流促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術委員長近岡理一郎君。

研究交流促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔近岡理一郎君登壇〕

○近岡理一郎君　ただいま議題となりました研究交流促進法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、科学技術の基礎的、創造的な研究の積極的推進が内外から強く求められている現状にかんがみ、科学技術に関する国の試験研究について、国と国以外の者との間の交流を一層促進するために必要な新たな措置を講じようとするものであります。

その内容は、

まず第一に、国の研究への外部からの人材登用を促進するため、研究公務員の採用について任期を定めることができる旨を規定することであります。

第二に、国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等について、諸外国との制度的調和を図り、国際共同研究への外国研究機関の参加を円滑にするため、その取り扱いの特例措置を講ずることであります。

第三は、国有の試験研究施設を外部の者が廉価で使用できるための要件を緩和し、その利用の促進を図ることであります。

本案は、去る三月三日に提出され、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同月五日谷川国務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、四月二日質疑を終了し、討論、採決の

結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（櫻内義雄君）　本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

出席国務大臣

建設大臣　山崎　拓君

国務大臣　谷川　寛三君

○朗読を省略した議長の報告

（政府委員承認）

一、昨二日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院総裁　弥富啓之助

（政府委員任命）

一、昨二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二日議長において承認した弥富啓之助を、同日第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（政府委員退任）

一、昨二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
人事院総裁	弥富啓之助	（任期満了）	平四・四・二

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員	辞任	衛藤　晟一君	
		岡田　克也君	
		小松　定男君	
		柳田　稔君	
		小沢　一郎君	
		石井　智君	
		米沢　隆君	
	補欠	小沢　一郎君	
		島村　宜伸君	
		石井　智君	
		米沢　隆君	
		衛藤　晟一君	
		岡田　克也君	
		小松　定男君	
		柳田　稔君	
建設委員	辞任	島村　宜伸君	
		石井　智君	
		米沢　隆君	
		柳本　卓治君	
		小松　定男君	
		柳田　稔君	
	補欠	柳本　卓治君	
		小松　定男君	
		柳田　稔君	
		島村　宜伸君	
		石井　智君	
		米沢　隆君	
科学技術委員	辞任	今井　勇君	
		小沢　一郎君	
		鈴木　宗男君	
		森　英介君	
	補欠	森　英介君	
		鈴木　宗男君	
		小沢　一郎君	
		今井　勇君	
議院運営委員	辞任	石井　智君	補欠
		岡崎　宏美君	
		石井　智君	

（議案付託）

一、昨二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案（内閣提出第三四号）

建設委員会　付託

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年二月十日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第一条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和

四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第二章　都市計画区域内の土地の先買い」を「第二章　都市計画区域内の土地等の先買い」に改める。

第四条第一項中「都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの」を「次に掲げる土地」に改め、同項第二号中「次に掲げる土地」を「都市計画区域内に所在する土地で次に掲げるもの」に改め、同項第六号中「その」を「都市計画区域内に所在する土地でその」に、「の土地」を「のもの」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第二条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第六条第一項の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

第二条第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「又は第三号の土地に係る」を「若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項の規定による」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号五の四及び別表第四第一号一の四中「の土地」を「の土地等」に改める。

（都市開発資金融通特別会計法の一部改正）

3　都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同条第二項」を「、同条第二項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第三項」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

4　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第二項」を「第一条第三項」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

5　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「の土地」を「の土地等」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

6　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第五条第三号中「の土地」を「の土地等」に改める。

理　由

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出の対象土地を拡大し、及びその届出又は申出に係る土地の買取りについて土地開発公社に対し都市開発資金を貸し付けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出の対象土地を拡大し、及びその届出又は申出に係る土地の買取りについて土地開発公社に対し都市開発資金を貸し付けることができることとする必要があるため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　公有地の拡大の推進に関する法律の改正

土地を譲渡しようとする場合の届出義務を課す土地及び地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象土地に、都市計画区域外に存する都市計画施設の区域内に所在する土地を加える。

2　都市開発資金の貸付けに関する法律の改正

(一)　国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項（土地の買取りの協議）の手続による土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

(二)　(一)の貸付けに係る利率及び償還方法を定めるための所要の改正を行う。

3　その他

(一)　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二)　土地開発公社に対する貸付けに係る経理を都市開発資金融通特別会計において行うため、都市開発資金融通特別会計法について所要の改正を行う。

二　議案の可決理由

本案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地の先買いを推進するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

平成四年度建設省所管都市開発資金融通特別会計予算に都市開発資金貸付けに必要な経費として九百三十六億円（うち特定公共用地等買取資金貸付金七十五億円を含む）が計上されている。

右報告する。

平成四年四月二日

建設委員長　古賀　誠

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について遺憾なきを期すべきである。

1　豊かさを実感できる国民生活を実現するための公共事業を円滑に実施するため、引き続き、総合的な土地政策の推進を図ること。

2　土地開発公社が積極的に公有地の先行取得を行うことができるよう、必要な資金の確保等に努めること。

3　公共事業の円滑な実施を図るため、代替地として利用可能な土地情報のシステム化等に努めること。

研究交流促進法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年三月三日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

研究交流促進法の一部を改正する法律

研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十二条とする。

第九条中「国有の試験研究施設を管理する機関」を「国」に、「当該試験研究施設を」を「その研究のために国有の試験研究施設を」に、「当該機関」を「国」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の見出し中「国際共同研究」を「国の行う国際共同研究」に改め、同条を第十条とする。

第七条の見出し中「国際共同研究」を「国の行う国際共同研究」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い）

第九条　国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関（以下「外国法人等」という。）とが共同して行うもの（産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）第十条第一項に規定する産業技術に関する国際共同研究を除く。）の成果について、次に掲げる取扱いをすることができる。

一　当該成果に係る特許権若しくは実用新案権（以下「特許権等」という。）又は特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利のうち政令で定めるものについて、政令で定めるところにより、その一部のみを受託者から譲り受けること。

二　当該成果に係る特許権等のうち政令で定めるものについて、当該特許に係る発明又は実用新案登録に係る考案をした者が所属する本邦法人又は外国法人等その他の政令で定める者に対し、通常実施権の許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めること。

三　当該成果に係る国有の特許権等のうち政令で定めるものについて、当該特許に係る発明又は実用新案登録に係る考案をした者が所属する本邦法人又は外国法人等その他の政令で定める者に対し、通常実施権の許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めること。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者（同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。次項及び次条において「任命権者」という。）」を「任命権者」に改め、「（前条第二項第二号に規定する者を除く。）」を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（研究公務員の任期を定めた採用）

第三条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者（同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。次条及び第五条において「任命権者」という。）は、同法に基づく人事院規則の定めるところにより、研究公務員（前条第二項第二号に規定する者を除く。次条において同じ。）の採用について任期を定めることができる。ただし、次条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理　由

科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を一層促進するため、研究公務員の任期を定めた採用、国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い及び国有施設の使用について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

研究交流促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を一層促進するため、研究公務員の任期を定めた採用、国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い及び国有施設の使用について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　研究公務員の任期を定めた採用

任命権者は、国家公務員法に基づく人事院規則の定めるところにより、研究公務員の採用について任期を定めることができるものとすること。

2　国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い

国は、その委託に係る国際共同研究の成果について、次に掲げる取扱いをすることができるものとすること。

㈠　当該成果に係る特許権等の一部のみを受託者から譲り受けること。

㈡　当該成果に係る特許権等を受託者等が自ら実施する場合に、その対価を無償又は時価よりも低いものとすること。

3　国有施設の使用

国は、国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である研究を行う者に対し、国有の試験研究施設の使用の対価を時価よりも低く定めることができるものとすること。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、科学技術に関する産・学・官及び外国との研究交流を一層促進するために必要な措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月二日

科学技術委員長　近岡理一郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

研究交流促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に関し、次の事項について十分配慮すべきである。

一　研究交流の促進は、健全な科学技術研究を促進するための国の総合政策の一部として位置付けられるべきであり、これを含め、総合的、体系的な科学技術政策全般の推進を図ること。

一　研究の成果に係る知的所有権のあり方について、世界的趨勢等にも配慮を行った上、検討を進めること。

一　各国において特許権の所属等についての法規や慣習が異なるため、本法の運用に当たっては、諸外国は勿論のこと、本邦の研究者に対しても不公平にならないよう、注意を払うこと。

一　研究者の身分を安定させるために、国が有限の任期の研究者の雇用を行う際には、任期後の前の職場への復帰について配慮すること。

一　研究交流促進のための措置に関し、なお一層の改善について検討を続けること。

一　基礎的、創造的な研究の推進の中核的担い手である国立試験研究機関及び大学の研究環境の整備に努めること。

一　研究交流を促進するため、研究者が一定の期間本来の職務を離れて別組織において研究を行う場合のあり方について、検討を進めること。

一　本法に基づいて研究交流を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場をふまえ、その成果が全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

衆議院会議録第十一号(二)中正誤

ページ	段	行	誤	正
一五〇	下	末	ハバロスク	ハバロフスク

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4302
定価　本号一部　一二三円（税三円を含む）